

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 特定事業に関する国による支援機能の強化等

一 基本方針に定める事項として、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項を追加すること。

(第四条第二項第一号関係)

二 公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制を定めた規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができるとすること。

三 内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができるとすること。

(第十五条の二関係)

四 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設

設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができるものとする。こと。
(第十五条の三関係)

第二 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の地方自治法の特例

一 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として当該公の施設を管理する場合（同条第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）において、第二十三条第二項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第十八条第一項の条例において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二十四条の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するときは、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は、適用しないものとする。こと。

(第二十三条第三項関係)

二 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二十六条第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき（同条第四項ただし書の特別の定めがある場合であつて、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならない」とするものとする。

（第二十六条第五項関係）

第三 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置

平成三十年年度から平成三十五年度までの間に、次に掲げる地方公共団体から、旧資金運用部資金又は旧公営企業金融公庫資金であつて、年利三パーセント以上のものうち、水道事業等（水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設

に関する事業をいう。以下同じ。）に係る公共施設等（公共施設等運営権に係るものに限る。）の建設等に充てられた金額に相当するものについて繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関する事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると政府が認めるときは、政府等は、一定の要件の下で、当該繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずるものとする。

1 平成二十九年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例（以下「水道事業等公共施設等運営権条例」という。）を定めており、これに基づいて平成三十年度から平成三十二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

2 平成三十年度から平成三十三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体
（附則第四条関係）

第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとする。

（改正法附則第一項関係）

二 特別会計に関する法律の一部を改正し、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、第三に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかったとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができるものとする。

（改正法附則第二項関係）